

初任給等引上げ応援奨励金

[募 集 要 項]

山口県では、厳しい経営環境が続く県内中小企業等の安定的な人材確保・定着を図るため、初任給の引上げや若年層の正規社員について賃金引上げを実施する事業者を応援します。

申請を希望される方は、本要項に留意の上、下記申請窓口にお申込みください。

【申請期限】 令和7年（2025年）

2月28日(金)まで

※予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

【問い合わせ先・申請窓口】

初任給等引上げ応援奨励金事務局（やまぐち働き方改革支援センター）

TEL：083-974-2050

E-MAIL：shinsei_yhataraki@joby.jp

山口県 初任給等引上げ応援奨励金

検索

令和6年4月1日

山 口 県

【 目 次 】

1	奨励金の概要	1
2	事業の流れ	2
3	奨励金の申請提出書類・提出先・提出期限	3
4	各種手続きのスケジュール	4
■	お問い合わせ先	4

1 奨励金の概要

(1) 目的

賃上げ機運が高まりを見せる一方、物価高騰に賃金上昇が追い付いていない状況であるため、県内中小企業の安定的な人材確保・定着を図るため、厳しい経営環境が続く県内中小企業における賃金引上げを支援します。

【参考】当奨励金における定義

初任給：令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間内において、新たに雇用した者に支払う最初の給与のこと。

若年層：賃上げ実施日において35歳に達していない者。

賃上げ実施日：令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間内において、正規社員について賃金引上げ後の給与を初めて支給した日をいう。

正規社員：従業員のうち無期雇用契約のフルタイム勤務で正社員・正社員等とされている者。

なお、試用又は見習い期間中の者を含む。

(2) 支給対象等

初任給または若年層の正規社員の賃金引上げを行った中小企業等に奨励金を支給します。

【支給対象事業所】

県内に事業所を有し、常時雇用する労働者が1名以上の中小企業等※

※中小企業等の範囲は次頁のとおり

【支給要件】

①初任給または若年層の正規社員について、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間内において、基本給として支給される月額を前月分（初任給の場合は採用時に提示した額）より、定期昇給分を除き3.0%以上引き上げた額を支給していること。

※同期間内であれば、遡及して賃金引上げを実施することも可能

②賃上げ実施日後1年間は賃金を引き下げることなく雇用を継続することについて誓約していること。

【支給額】

10万円/人（上限100万円）

《中小企業等の範囲》

「中小企業等」とは、下記に定める者をさします。

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
① 製造業、建設業等	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業（自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ その他の業種	3億円以下	300人以下
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人	—	300人以下
⑩ 中小事業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者	
⑪ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会		
⑫ 財団法人及び社団法人		
⑬ 特定非営利活動法人		

2 事業の流れ

- 1 貸金引上げ実施
↓
- 2 奨励金の申請（必要書類等を添付し、事務局へ提出。事務局→県へ送付）
↓
- 3 奨励金の支給（県→事業者）

3 奨励金の申請提出書類・提出先・提出期限

(1) 提出書類

①支給申請書（様式の定めがあるもの）

- 支給申請書（第1号様式）
- 誓約書（第1号様式別紙）

②添付書類（任意様式）

以下の書類については、賃金引上げを実施した従業員全員分が必要です。

- 期間の定めがない雇用であることが確認できる書類
労働条件通知書、雇用契約書 等
- 生年月日が確認できる書類
労働者名簿、健康保険被保険者証の写し 等
- 賃金の引上げが確認できる書類
 - ア 賃金引上げ前後の賃金支給額（基本給）が確認できる書類
賃金台帳、給与明細の写し 等
※初任給の場合は、採用時に提示した額がわかる書類（求人票等）を提出
 - イ 定期昇給相当分が確認できる書類
過去3年における同時期の昇給額の平均額 等
※在籍年数が3年に満たない場合は、在籍年数に応じて平均額を算出
※過去3年内において、物価高騰対策等のため平時とは異なる大幅な賃上げを実施しているなど、平均額算出にあたり除かなければ実態と乖離する昇給額がある場合は、当該事情・金額がわかる説明書類を提出

《注意事項》

ア 支給申請書は賃金引上げを実施し、引上げ後の賃金を支給した後に作成し、提出してください。

※実際に引上げ後の金額で支払っている事実の確認が必要です。

イ 提出書類のほか、必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。

ウ 一度提出された書類の返却はしませんのでご了承ください。

エ 様式データ等は山口県産業労働部労働政策課のホームページに掲載しています。（URL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/215267.html>）

(2) 提出先

〒754-0041 山口県山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI 維新ホール 3F
初任給等引上げ応援奨励金事務局（やまぐち働き方改革支援センター内）

※ 郵送の場合は、封筒に「初任給等引上げ応援奨励金」と記載すること。

※ 電子メールによる提出も可とすること。メールアドレスは下記のとおり。

・やまぐち働き方改革支援センター E-mail：shinsei_yhataraki@joby.jp

(3) 提出期限

令和7年（2025年）2月28日（金）（必着）

※ 予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

4 各種手続きのスケジュール

区分	事業者	事務局	県
賃上げ実施 (R7.2.28 まで)	賃上げ実施		
賃上げ実施後 (賃上げ後の賃金支給日後3か月または2/28のいずれか早い日まで)	奨励金支給申請書提出	奨励金申請受付	
支給申請 ～2週間程度		内容確認後 申請書を県に送付	奨励金申請書受理
			交付決定
交付決定 ～2週間程度			奨励金支払

■お問い合わせ先

初任給等引上げ応援奨励金事務局（やまぐち働き方改革支援センター）
電話：083-974-2050